令和5年2月山口県議会定例会議案

(予 算)

令和5年2月山口県議会定例会議案目次

議案第1号	令和 5 年度山口県一般会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第2号	令和 5 年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	31
議案第3号	令和 5 年度中小企業近代化資金特別会計予算	35
議案第4号	令和 5 年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算	41
議案第5号	令和 5 年度林業·木材産業改善資金特別会計予算······	45
議案第6号	令和 5 年度沿岸漁業改善資金特別会計予算	49
議案第7号	令和 5 年度当せん金付証票発売事業特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
議案第8号	令和 5 年度収入証紙特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
議案第9号	令和 5 年度土地取得事業特別会計予算	61
議案第10号	令和 5 年度公債管理特別会計予算	
議案第11号	令和 5 年度港湾整備事業特別会計予算	71
議案第12号	令和 5 年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算	77
議案第13号	令和 5 年度就農支援資金特別会計予算	83
議案第14号	令和 5 年度国民健康保険特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
議案第15号	令和 5 年度産業団地整備事業特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
議案第16号	令和 5 年度電気事業会計予算	
議案第17号	令和 5 年度工業用水道事業会計予算	103
議案第18号	令和 5 年度流域下水道事業会計予算	109

議案第1号

令和5年度山口県一般会計予算

令和5年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ794.013.272千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間 及び限度額は、「第2表 債務負担行為 | による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率 及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。 (歳出予算の流用)
- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、 次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月20日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算 歳 入			(単位 千円)
款	項	金額	備考
1 県 税		200,789,941	
	1 県 民 税	51,666,693	
	2 事 業 税	42, 182, 252	
	3 地 方 消 費 税	70,711,000	
	4 不 動 産 取 得 税	2,550,098	
	5 県 た ば こ 税	1,478,000	
	6 ゴルフ場利用税	470,000	
	8 軽 油 引 取 税	12,973,160	
	9 自 動 車 税	18, 557, 738	
	10 鉱 区 税	10,000	
	16 狩 猟 税	11,000	
	17 産 業 廃 棄 物 税	180,000	

第1表 歳入歳出予算

			T
2 地方消費税清算金		66,700,000	
	1 地方消費税清算金	66,700,000	
3 地 方 譲 与 税		26,214,000	
	1 特別法人事業譲与税	23, 437, 000	
	2 地方揮発油讓与税	2, 374, 000	
	3 石油ガス譲与税	80,000	
	5 航空機燃料讓与税	28,000	
	9 自動車重量譲与税	190,000	
	10 森 林 環 境 譲 与 税	105,000	
4 地方特例交付金		895,000	
	1 地方特例交付金	895,000	
5 地 方 交 付 税		178,869,000	
	1 地 方 交 付 税	178,869,000	
6 交通安全対策特別交付金		317,000	
	1 交通安全対策特別交付金	317,000	

7 分担金及び負担金		3,265,363
	1 分 担 金	169, 529
	2 負 担 金	3,095,834
8 使用料及び手数料		8,536,779
	1 使 用 料	6,755,071
	2 手 数 料	1,781,708
9 国 庫 支 出 金		124,313,696
	1 国 庫 負 担 金	38,805,807
	2 国 庫 補 助 金	83,748,923
	3 委 託 金	1,758,966
10 財 産 収 入		758,254
	1 財産運用収入	300,882
	2 財 産 売 払 収 入	457, 372
11 寄 付 金		232 , 134
	1 寄 付 金	232, 134

					6
12 繰	Д	金		36,034,389	
			1 特別会計繰入金	4, 864, 852	
			2 基 金 繰 入 金	31, 169, 537	
14 諸	収	入		104,735,716	
			1 貸付金元利収入	98, 481, 653	
			2 受 託 事 業 収 入	706, 573	
			3 延滞金、加算金及び過料等	144, 793	
			4 預 金 利 子	82	
			6 雑 入	5, 402, 615	
15 県		債		42,352,000	
			1 県 債	42, 352, 000	
	歳	λ	合 計	794,013,272	

	歳	出											
		款			項					金	額	備	考
1	議	숲	費								1 ,444 ,920		
				1	議		会		費		1,444,920		
2	総	務	費								38,652,345		
				1	総	務	管	理	費		18,888,183		
				2	企	画	調	整	費		9,042,206		
				3	徴		税		費		6, 191, 805		
				4	市	町	村想	長 興	費		1,251,956		
				5	選		挙		費		1,047,613		
				6	防		災		費		1,451,151		
				7	統	計	調	査	費		467, 749		
				8	人	事	委員	会	費		132,002		
				9	監	査	委	員	費		179,680		
3		生	費								102,883,096		

										8
			1	社	会	福	祉	費	79, 428, 366	
			4	児	童	福	祉	費	22,478,246	
			7	生	活	保	護	費	975, 374	
			8	災	害	救	助	費	1,110	
4	衛	生費							66,930,597	
			1	公	衆	衛	生	費	50, 435, 102	
			4	環	境	衛	生	費	2,866,721	
			7	保	健		所	費	2,861,438	
			8	医		薬		費	8,692,580	
			10	病		院		費	2,074,756	
5	労	働費							2,503,190	
			1	労		政		費	432,716	
			2	職	業能	力	開発	費	1,490,636	
			3	失	業	対	策	費	479,689	
			4	労	働	Ę Į	会	費	100, 149	

											·			
6	農	林	水	産	業	費							34,450,017	
							1	農		業		費	11, 146, 113	
							2	畜	産		業	費	468,008	
							3	農		地		費	11, 297, 094	
							4	林		業		費	6,628,650	
							5	水	産		業	費	4,910,152	
7	商		I	-		費							111,190,635	
							1	商		業		費	4,863,507	
							2	エ	鉱		業	費	105, 322, 038	
							3	観		光		費	1,005,090	
8	土		木	:		費							68,897,392	
							1	管		理		費	6,779,862	
							2	道	路橋	ŋ	ょう	費	29,964,835	
							3	河	Ш	海	岸	費	17, 135, 613	
							4	港		湾		費	8, 182, 945	
			木				4 5 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		鉱	業光理り海	業	曹 曹 曹 曹 曹	6,628,650 4,910,152 111,190,635 4,863,507 105,322,038 1,005,090 68,897,392 6,779,862 29,964,835 17,135,613	

											10
				5	都	市	計	画	費	3, 834, 345	
				6	住		宅		費	2,999,792	
9	数 言	察	費							36,698,538	
				1	萱	察	管	理	費	34, 095, 989	
				2	萱	察	活	動	費	2,602,549	
10	教	育	費							127,436,345	
				1	教	育	総	務	費	13,869,246	
				2	小	学		校	費	38, 168, 918	
				3	中	学		校	費	23, 859, 338	
				4	高	等	学	校	費	23,733,473	
				7	特	別 支	援	学 校	費	13,801,883	
				8	社	会	教	育	費	1,433,292	
				9	保	健	体	育	費	692,653	
				10	大		学		費	2, 139, 425	
				11	学		事		費	9,738,117	

	6,334,527	
1 農林水産施設災害復旧費	1,554,118	
2 土木施設災害復旧費	4, 620, 409	
4 学校施設等災害復旧費	160,000	
	86,281,670	
1 公 債 費	86, 281, 670	
	110,110,000	
1 地方消費税清算金	70, 345, 000	
2 利 子 割 交 付 金	128,000	
3 配 当 割 交 付 金	1, 168, 000	
4 株式等譲渡所得割交付金	763,000	
5 法人事業税交付金	3, 140, 000	
6 地方消費税交付金	33,718,000	
7 ゴルフ場利用税交付金	330,000	
10 環境性能割交付金	516,000	
	2 土木施設災害復旧費 4 学校施設等災害復旧費 1 公 債 1 公 債 2 利 費 税 清 算 金 2 利 子 割 交 付 金 3 配 当 割 交 付 金 4 株式等譲渡所得割交付金 5 法 人 事 業 税 交 付 金 6 地 方 消 費 税 交 付 金 7 ゴルフ場利用税交付金	2 土木施設災害復旧費 4,620,409 4 学校施設等災害復旧費 160,000 1 公債費 86,281,670 1 公債費 36,281,670 1 地方消費税清算金 70,345,000 2 利子割交付金 128,000 3 配当割交付金 1,168,000 4 株式等譲渡所得割交付金 763,000 5 法人事業税交付金 3,140,000 6 地方消費税交付金 33,718,000 7 ゴルフ場利用税交付金 330,000

										12	
			11	利	子	割精	算	金	2,000		
14 子	備	費							200,000		
			1	予		備		費	200,000		
	歳	出		合		計			794,013,272		

事項	期間	限度額
1 農業近代化資金の融通に 係る市町に対する利子補給 補助金及び県が行う利子補 給	令和5年度から 令和25年度まで	(1) 令和 5 年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、4,050,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
2 漁業近代化資金の融通に 係る市町に対する利子補給 補助金及び県が行う利子補 給	令和 5 年度から 令和25年度まで	(1) 令和 5 年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、1,800,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
3 公害防止施設整備資金に 対する利子補給	令和 5 年度から 令和 14年度まで	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。(2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする額とする。
4 産業廃棄物処理施設整備 資金に対する利子補給	令和 5 年度から 令和 14 年度まで	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。(2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。
5 省・創・蓄エネ施設整備 資金に対する利子補給	令和 5 年度から 令和 14 年度まで	(1) 令和 5 年度の利子補給の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。(2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。
6 漁業経営維持安定資金の 融通に係る市町に対する利 子補給補助金及び県が行う 利子補給	令和 5 年度から 令和20年度まで	(1) 令和 5 年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
7 漁業経営再建資金の融通 に係る利子補給	令和 5 年度から 令和20年度まで	(1) 令和 5 年度の利子補給の対象とする融資の総額は、400,000千円とする。(2) 金融機関に対する利子補給額は、年0.15%を限度とする額とする。

8 新規就農資金の融通に係 る市町に対する利子補給補 助金	令和 5 年度から 令和20年度まで	(1) 令和 5 年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
9 農業経営基盤強化資金の 融通に係る市町に対する利 子補給補助金	令和 5 年度から 令和16年度まで	(1) 令和 5 年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、2,000,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年2.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
10 農業経営負担軽減支援資 金に対する利子補給	令和 5 年度から 令和20年度まで	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、300,000千円とする。(2) 利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
11 畜産経営体質強化支援資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和 5 年度から 令和30年度まで	(1) 令和 5 年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、200,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.24%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
12 森林整備活性化資金の融 通に係る利子補給	令和 5 年度から 令和35年度まで	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、29,897千円とする。(2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
13 生活福祉資金に対する利 子補給	令和 5 年度から 令和13年度まで	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、5,000千円とする。(2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする額とする。
14 漁業経営高度化促進支援 資金(取組促進資金)の融 通に係る利子補給	令和 5 年度から 令和15年度まで	(1) 令和 5 年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。(2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
15 漁船漁業運転資金の融通 に係る市町に対する利子補 給補助金	令和 5 年度から 令和12年度まで	(1) 令和 5 年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、240,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。

16 日本政策金融公庫貸付金 に対する損失補償	令和 5 年度から 令和51年度まで	(1) 日本政策金融公庫が令和5年度に融資総額1,210千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限(公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。)到来後10か月の期間満了の日(以下「損失確定日」という。)において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息 (2) 日本政策金融公庫が令和5年度に融資総額24,506千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限(公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。)到来後10か月の期間満了の日(以下「損失確定日」という。)において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
17 公益財団法人やまぐち農 林振興公社に対し森林整備 事業費の貸付けを行った金 融機関に対する損失補償	令和 5 年度から 令和26年度まで	金融機関が令和5年度に融資総額669,881千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合の元利金(遅延損害金を含む)及び遅延利息に相当する額。ただし、日本政策金融公庫が融資する場合は、その元金の最終償還期限(公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。)到来後10か月の期間満了の日(以下「損失確定日」という。)において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
18 公益財団法人やまぐち農 林振興公社に対し業務費の 貸付けを行った金融機関等 に対する損失補償	令和 5 年度から 令和16年度まで	(1) 山口県信用農業協同組合連合会が令和5年度に融資総額30,000千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限(信連が公社の債務の金額につき繰上償還を要求した場合には信連の指定する期日、その他最終償還期限の変更のあった場合にはその変更後の期日とする。)到来後3か月の期間満了の日において、なお信連が弁済を受けなかったとき、その元金及び利息(遅延利息を含む。)に相当する金額 (2) 公益社団法人全国農地保有合理化協会が令和5年度に融資総額60,500千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限(協会が公社の債務の金額につき繰上償還を要求した場合には協会の指定する期日、その他最終償還期限の変更のあった場合にはその変更後の期日とする。)到来後10か月の期間満了の日において、なお協会が弁済を受けなかったとき、その元金、遅延利息及び違約金に相当する金額
19 小規模企業者等設備貸与 事業資金に係る公益財団法 人やまぐち産業振興財団に 対する損失補償	令和 5 年度から 令和15年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が令和 5 年度に150,000千円を限度として貸し付ける設備の額
20 漁業経営回復支援特別資 金に係る全国漁業信用基金 協会に対する損失補償	令和5年度から 令和7年度まで	全国漁業信用基金協会が令和 5 年度に300,000千円を限度として貸付けを行う漁業経営回復支援特別資金 に係る債務保証により受ける損失の1/6に相当する額
21 新事業活動支援設備貸与 事業に係る公益財団法人や まぐち産業振興財団に対す る損失補償	令和 5 年度から 令和15年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が令和 5 年度に200,000千円を限度として貸し付ける設備の額

22 経営安定支援資金(経営 安定資金)に係る山口県信 用保証協会に対する損失補 償	令和 5 年度から 令和15年度まで	山口県信用保証協会が令和 5 年度に12,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(経営安定資金)に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
23 経営安定支援資金(経営 支援特別資金)に係る山口 県信用保証協会に対する損 失補償	令和 5 年度から 令和15年度まで	山口県信用保証協会が令和 5 年度に12,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(経営支援特別資金)に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
24 経営安定支援資金 (原油 価格・物価高騰対応資金) に係る山口県信用保証協会 に対する損失補償	令和 5 年度から 令和15年度まで	山口県信用保証協会が令和 5 年度に6,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(原油価格・物価高騰対応資金)に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
25 経営安定支援資金(賃金 引上げ・価格転嫁支援資 金)に係る山口県信用保証 協会に対する損失補償	令和 5 年度から 令和 15年度まで	山口県信用保証協会が令和 5 年度に6,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(賃金引上げ・価格転嫁支援資金)に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
26 経営安定支援資金(返済 負担軽減借換等特別資金) に係る山口県信用保証協会 に対する損失補償	令和 5 年度から 令和20年度まで	山口県信用保証協会が令和 5 年度に20,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(返済負担軽減借換等特別資金)に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
27 国立大学法人山口大学医 学部の医師養成増枠の入学 者に対する貸付金	令和 5 年度から 令和11年度まで	72,000千円
28 国立大学法人山口大学医 学部の令和 5 年度の臨時定 員増に係る入学者に対する 貸付金	令和 5 年度から 令和10年度まで	21,600千円
29 地域医療再生計画に基づ く大学医学部の定員増に係 る入学者に対する貸付金	令和 5 年度から 令和10年度まで	108,000千円

30 高度産業人材確保事業に 係る奨学金返還支援の対象 者に対する補助金	令和 5 年度から 令和20年度まで	49,920千円
31 看護職員県内定着促進事 業に係る奨学金返還支援の 対象者に対する補助金	令和 5 年度から 令和14年度まで	7,200千円
32 地域医療を担う若手薬剤 師確保・育成事業に係る奨 学金返還支援の対象者に対 する補助金	令和 5 年度から 令和10年度まで	10,080千円
33 東部地域岩国基地内大学 就学支援事業に係るブリッ ジプログラム修了者に対す る補助金	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	2,500千円
34 県庁舎防災設備改修事業 の年度を越える工事を一括 契約すること。	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	198,089千円
35 周南総合庁舎中央監視設 備改修事業の年度を越える 工事を一括契約すること。	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	248, 494千円
36 シンフォニア岩国舞台機 構設備改修事業の年度を越 える工事を一括契約するこ と。	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	198,000千円
37 県議会棟昇降機設備改修 事業の年度を越える工事を 一括契約すること。	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	144, 282千円

38 県議会棟防災設備改修事業の年度を越える工事を一 括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	67,600千円
39 施設予約システムの構築 等に係る業務委託等の年度 を越える事業を一括契約す ること。	令和 5 年度から 令和10年度まで	39,595千円
40 予算編成システム機器更 新事業の年度を越える借入 れを一括契約すること。	令和 5 年度から 令和11年度まで	114,551千円
41 防災行政無線再整備事業 の年度を越える工事を一括 契約すること。	令和5年度から 令和7年度まで	3,998,800千円
42 県立宇部総合支援学校太 陽光発電設備設置事業の年 度を越える工事を一括契約 すること。	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	25, 123千円
43 委託訓練の実施に係る業 務委託の年度を越える事業 を一括契約すること。	令和5年度から 令和7年度まで	208, 286千円
44 東部地域産業振興センタ -整備に係る設計委託の年 度を越える事業を一括契約 すること。	令和5年度から 令和6年度まで	173, 598千円
45 農林業の知と技の拠点整 備事業の年度を越える工事 を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	650,090千円

46 県営かんがい排水改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (畑Ⅲ期地区ダム)	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	190,000千円
47 // (阿惣地区ダム)	令和5年度から 令和6年度まで	180,000千円
48 // (有宗地区ダム)	令和5年度から 令和6年度まで	180,000千円
(江崎地区排水機)	令和5年度から 令和6年度まで	190,000千円
50 / (沖開作地区排水機)	令和5年度から 令和7年度まで	290,000千円
51 経営体育成基盤整備事業 の年度を越える工事を一括 契約すること。 (王喜東地区ほ場整備)	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	260,000千円
52 / (伊佐中央地区ほ場整備)	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	130,000千円
53 / (余田南地区用水施設整備)	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	132,000千円

54 〃 (奈古地区は場整備)	令和5年度から 令和7年度まで	190,000千円
55 〃 (王喜宇津井地区は場整備)	令和5年度から 令和7年度まで	230,000千円
56 県営老朽ため池整備事業 の年度を越える工事を一括 契約すること。 (大堤地区)	令和5年度から 令和7年度まで	170,000千円
57 〃 (鳶ヶ栖地区)	令和5年度から 令和7年度まで	190,000千円
58 〃 (西ノ浴新堤地区)	令和5年度から 令和7年度まで	190,000千円
59 // (中内地区)	令和5年度から 令和7年度まで	300,000千円
60 車両整備事業の年度を越 える動産の買入れを一括契 約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	37, 180千円
61 道路改良事業の年度を越 える工事を一括契約するこ と。 (県道橘東和線地家室(2)ト ンネル	令和5年度から 令和6年度まで	1,400,000千円

(県道油田港線)	令和5年度から 令和6年度まで	200,000千円
63 // (国道491号第 3 高架橋上) 部工	令和5年度から 令和8年度まで	987,000千円
64 防衛施設周辺道路整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道蜂ヶ峯公園線)	令和5年度から 令和6年度まで	296,940千円
65 橋りょう補修事業の年度 を越える工事を一括契約す ること。 (県道宇部防府線周防大橋)	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	180,000千円
66 広域河川改修事業の年度 を越える工事について国土 交通省と協定すること。 (有帆川)	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	88,200千円
67 広域河川改修事業の年度 を越える工事を一括契約す ること。 (阿武川)	令和5年度から 令和6年度まで	315,000千円
68 河川工作物関連応急対策 事業の年度を越える工事を 一括契約すること。 (土穂石川排水機場)	令和5年度から 令和6年度まで	199,500千円
69 海岸防災事業の年度を越 える工事を一括契約するこ と。 (徳山下松港)	令和5年度から 令和6年度まで	157,500千円

70 県営住宅建設事業等の年 度を越える工事を一括契約 すること。 (中高層耐火構造)	令和5年度から 令和7年度まで	1,082,549千円
71 交通法令違反情報管理シ ステム更新事業の年度を越 える借入れを一括契約する こと。	令和 5 年度から 令和11年度まで	105,874千円
72 警察施設照明器具LED 化改修事業の年度を越える 工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	197, 459千円
73 生体認証用機器の年度を 越える借入れを一括契約す ること。	令和 5 年度から 令和11年度まで	194, 576千円
74 運転免許データレプリカ サーバの年度を越える借入 れを一括契約すること。	令和 5 年度から 令和11年度まで	140,460千円
75 運転免許データ移行に係 る業務委託の年度を越える 事業を一括契約すること。	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	73,667千円
76 運転免許申請受付システムの年度を越える借入れを 一括契約すること。	令和 5 年度から 令和11年度まで	255, 686千円
77 運転免許証追記システム の年度を越える借入れを一 括契約すること。	令和5年度から 令和11年度まで	26,331千円

78 運転免許業務用端末の年 度を越える借入れを一括契 約すること。	令和5年度から 令和11年度まで	23,696千円
79 運転免許試験システムの 年度を越える借入れを一括 契約すること。	令和5年度から 令和11年度まで	10,491千円
80 運転免許業務用プリンタ の年度を越える借入れを一 括契約すること。	令和 5 年度から 令和11年度まで	8, 376千円
81 統合型校務支援システム 更新事業の年度を越える借 入れを一括契約すること。	令和 5 年度から 令和10年度まで	399, 850千円
82 県立山口農業高等学校校 舎建設事業の年度を越える 工事を一括契約すること。	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	187, 433千円
83 県立下関西高等学校校舎 建設事業の年度を越える工 事を一括契約すること。	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	134,083千円
84 県立大津緑洋高等学校校 舎建設事業の年度を越える 工事を一括契約すること。	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	94, 459千円
85 県立下関中等教育学校校 舎建設事業の年度を越える 工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	50,014千円

			24
86 県立宇部総合支援学校校 舎建設事業の年度を越える 工事を一括契約すること。	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	850,095千円	
87 県立豊浦総合支援学校校 舎建設事業の年度を越える 工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和7年度まで	2,812,349千円	

│ │ 第3表 地 方 債 │				(単位 千円)
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁 等 維 芳 養 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	226,000 69,000 168,000 18,000 23,000 28,000 179,000 191,000 106,000 505,000 98,000 4,000 5,000 89,000 472,000 7,000 54,000 78,000		年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。

		20	
湛水防除事業	16,000		
国営農地再編整備事業負担金	131,000		
広域基幹林道開設事業	90,000		
ふるさと林道緊急整備事業	78,000		
一 般 治 山 事 業	795,000		
保安林改良事業	29,000		
林地荒廃防止事業	6,000		
小規模治山事業	35,000		
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	225,000		
漁港漁場機能高度化事業	70,000		
漁港海岸保全施設整備事業	110,000		
地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	123,000		
農林総合技術センター運営事業	633,000		
舗装補修事業	81,000		
道路災害防除事業	504,000		
単独道路舗装事業	494,000		
単独道路災害防除事業	219,000		
単 独 路 側 整 備 事 業	296,000		
道路改良事業	1,860,000		
過疎地域市町道代行事業	37,000		
単独道路改良事業	3,024,000		
	ı		

	T	
道路直轄事業負担金	4, 238, 000	
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	392,000	
単独交通安全施設整備事業(道路管理者分)	788,000	
橋りょう補修事業	2,878,000	
単独橋りょう補修事業	9,000	
広 域 河 川 改 修 事 業	857,000	
河川情報基盤緊急整備事業	131,000	
周防高潮対策事業	316,000	
河川工作物関連応急対策事業	113,000	
河川災害関連事業	267,000	
単 独 河 川 改 修 事 業	1,264,000	
自然災害防止事業(河川)	146,000	
河川直轄事業負担金	180,000	
錦川総合開発事業	295,000	
深川川総合開発事業	534,000	
ダム建設実施調査事業	367,000	
堰堤改良事業	91,000	
堰 堤 修 繕 事 業	172,000	
高 潮 対 策 事 業	182,000	
侵食対策事業	28,000	
自然災害防止事業(海岸)	19,000	

		20
通常砂防事業	1,362,000	
災害関連緊急砂防事業	34,000	
地 す べ り 対 策 事 業 (建設)	195,000	
災害関連緊急地すべり対策事業	73,000	
急傾斜地崩壊対策事業	681,000	
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	115,000	
砂防災害関連事業	99,000	
単 独 砂 防 改 良 事 業	60,000	
自然災害防止事業(砂防)	402,000	
港湾改修事業	202,000	
港湾既存施設有効活用促進事業	215,000	
港湾環境整備事業	12,000	
港湾直轄事業負担金	2,862,000	
単 独 港 湾 改 修 事 業	37,000	
海岸防災事業	591,000	
都市計画街路整備事業	426,000	
単独都市計画街路整備事業	538,000	
都 市 公 園 整 備 事 業	139,000	
単独都市公園整備事業	34,000	
公 営 住 宅 建 設 事 業	657,000	
過疎地域下水道代行事業	82,000	

防府警察署建設事業	54,000		
駐 在 所 等 改 築 事 業	87,000		
営 繕 事 業	34,000		
交通事故防止施設総合整備事業	382,000		
一 般 管 理 事 業	109,000		
校舎改築事業	63,000		
大 規 模 改 造 事 業	588,000		
施設改造事業	80,000		
特別支援学校施設整備事業	1,218,000		
県 立 大 学 整 備 事 業	756,000		
私立高校等施設整備事業	12,000		
土木過年補助災害復旧事業	344,000		
土木過年単独災害復旧事業	27,000		
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000		
土木現年単独災害復旧事業	70,000		
補助港湾災害復旧事業	124,000		
県立学校施設災害復旧事業	60,000		
治山施設災害復旧事業	2,000		
県有施設災害復旧事業	100,000		
臨時財政対策債	3,889,000		

計	42, 352, 000		

議案第2号

令和 5 年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和5年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,085千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

Í	第1表	歳入歳出予算	1						(単位 千円)
	歳	入							
		款			項	金	額	備	考
1	繰	入	金				230		
				1 他 会	計 繰 入 金		230		
2	繰	越	金				23,586		
				1 繰	越 金		23,586		
3	諸	収	入				39,269		
				1 貸 付	金元利収入		39, 269		
		歳	入	合	計		63,085		

母子父子寡婦福祉資金

					34	
歳	出					
	款	項	金	額	備	考
1 母子父	子寡婦福祉資金			63,085		
		1 母子父子寡婦福祉	資金	63,085		
į	歳 出	合 計		63,085		

議案第3号

令和 5 年度中小企業近代化資金特別会計予算

令和5年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,138,535千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債 による。

令和5年2月20日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

复		歳入歳出予算											(単位 千円)
	歳	入											
		款				Ŋ	頁			金	額	備	考
2	繰	入	金								172,394		
				1	他:	会 討	十 繰	入	金		172, 394		
3	繰	越	金								39,253		
				1	繰		越		金		39, 253		
4	諸	収	入								851,888		
				1	貸作	士 金	元 利	収	入		807,876		
				2	盐				入		44,012		
5	県		債								75 , 000		
				1	県				債		75,000		
		歳	入		合		計				1 , 138 , 535		

						38	
歳出							
款			項	金	額	備	考
1 中小企業近イ	代化資金				1,138,535		
		1 中小企	業設備近代化資金		442, 425		
		2 中小企	主業 高度 化資金		696, 110		
歳	出	合	計		1,138,535		

第2表地方債				(単位 千円)
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予算貸付方法による。	年8.0%以内	国の定める方法による。

議案第4号

令和 5 年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

令和5年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ404,971千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算 による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の 各項の間の流用

令和5年2月20日提出

ÇII.)	第1表 歳	歳入歳出 ⁻ 入	予算							(単位 千円)
		款				項		金額	備	考
1	分 担	金及び	負 担 金					14,850		
				1	負	担	金	14,850		
2	使 用	料及び	手 数 料					91,127		
				1	使	用	料	91, 127		
5	繰	入	金					200,086		
				1	他	会 計 繰	入 金	200,086		
6	繰	越	金					1		
				1	繰	越	金	1		
7	諸	収	入					98,907		
				1	延	滞	金	1		
				3	雑		入	98,906		
		歳	入		合	計		404,971		

							44	
歳出								
款			項		金	額	備	考
1 下関漁港地方	7 卸売市場費					404,971		
		2 市	場管	理費		404,971		
歳	出	合	計			404,971		

議案第5号

令和 5 年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和5年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,201千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出

第1表歳	歳入歳出予算 入	I								(単位 千円)
	款			-	項		金	額	備	考
3 繰	越	金						119,199		
			1 線	1	越	金		119, 199		
4 諸	収	入						3,002		
			1 貸	计 付 金	元利	1 収入		3,000		
			2 雑	É		入		2		
	歳	入	合		計			122,201		

林業・木材産業改善資金

47

						48	
歳	出						
	款	項		金	額	備	考
1 林業・	· 木 材 産 業 改 善 資 金				122,201		
		1 林業·木材産	業改善資金		122, 201		
	歳出	合 [Ħ		122,201		
					,		

議案第6号

令和 5 年度沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和5年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,397千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算 による。

令和5年2月20日提出

ģ.	第1表 歳	歳入歳出予算 入	Ī								(単位 千円)
		款				項		金	額	備	考
3	繰	越	金						97,470		
				<i>1</i>	喿	越	金		97,470		
4	諸	収	入						3,927		
				1 1	章 付	金 元	利収入		3,927		
		歳	λ	É	ì	計			101,397		

沿岸漁業改善資金

				52	
歳出					
款	項	金	額	備	考
1 沿岸漁業改善資金			101,397		
	1 沿岸漁業改善資金	È	101,397		
歳出	·		101,397		

議案第7号

令和5年度当せん金付証票発売事業特別会計予算

令和5年度山口県の当せん金付証票発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,871,761千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出

第1表	歳入歳出予算 入							(単位 千円)
	款			項		金額	備	考
1 事	業収	入				3,871,232		
			1 事	業収	入	3,871,232		
2 繰	入	金				528		
			1 他	会 計 繰 入	金	528		
3 繰	越	金				1		
			1 繰	越	金	1		
	歳	入	合	計		3,871,761		

当せん金付証票発売事業

55

歳出							56	
款			項		金	額	備	考
1 当せん金付証票	票発売事業費					3,871,761		
		1 発	売 諸	費		528		
		2 繰	出	金		3,871,233		
歳	出	合	計			3,871,761		

議案第8号

令和 5 年度収入証紙特別会計予算

令和5年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,883,084千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算 による。

令和5年2月20日提出

第1表	歳入歳と	出予算								(単位 千円)
	款				項		金	額	備	考
1 証	紙	収	入					3,883,083		
				1 証	紙	収 入		3,883,083		
2 繰	越		金					1		
				1 繰	越	金		1		
	歳	入		合	計			3,883,084		
							1			

歳	出							60						
	款			項		金	額	備	考					
1 繰	出	金					3,883,084							
			1 繰	出	金		3,883,084							
	歳	出	合	計			3,883,084							

議案第9号

令和5年度土地取得事業特別会計予算

令和5年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,841千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算 による。

令和5年2月20日提出

第 <i>1</i> 表 歳	₹ 歳入歳 ₹ 入	出予算	Ī											(単位 千円)
	款						項				金	額	備	考
1 財	産	収	入									86,840		
				1	財	産	運	用	収	入		1,006		
				2	財	産	売	払	収	入		85,834		
4 繰	起	芷	金									1		
				1	繰		走	戈		金		1		
	歳		Д		合			計				86,841		

			64
歳出			
款	項	金額	備
1 土 地 取 得 事 業 費		86,841	
	3 産業団地管理費	77,227	
	4 分譲宅地管理費	9,614	
歳 出	合 計	86,841	

議案第10号

令和 5 年度公債管理特別会計予算

令和5年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ125,426,619千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債 による。

令和5年2月20日提出

ŝ	育 <i>1</i> 表	歳入歳出予算	-							(単位 千円)
	歳	入								
		款			項		金	額	備	考
1	繰	λ	金					86,037,515		
				1 他 会	会 計 繰 入 🤅	金		86,037,515		
2	県		債					39,389,104		
				1 県	1	賃		39, 389, 104		
		歳	入	合	計			125,426,619		

歳	出							68	
	款			項		金	額	備	考
1 公	債	費					125,426,619		
			1 公	債	費		125, 426, 619		
	歳		合	計			125,426,619		
					1				

第	2 表	地	方	債							(単位 千円)
	起	債	0)	B	的	限	度	額	起債の方法	利率	償還の方法
借			換		債			39, 389, 104	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件による。

議案第11号

令和5年度港湾整備事業特別会計予算

令和5年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3.934.685千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債 による。

令和5年2月20日提出

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円) 入 歳 款 金 額 備 考 項 1 使用料及び手数料 1,515,422 1 使 用 料 1,515,422 2 寄 付 金 533,091 付 1 寄 金 533,091 3 繰 越 金 1 繰 越 金 収 諸 入 114,171 1 雑 入 114, 171 債 5 県 1,772,000 1 県 債 1,772,000 歳 入 計 合 3,934,685

						74	
歳出							
款		項		金	額	備	考
1 港 湾 整 備 事 業 費					3,934,685		
	1 港	湾	費		3, 934, 685		
歳出	合	計			3,934,685		

 第2表 地 方 債 				(単位 千円)
起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾整備事業	1,772,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 たと協議して定める条件による。

議案第12号

令和 5 年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算

令和5年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2.325.641千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。(地方債)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債 による。

令和5年2月20日提出

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円) 入 歳 款 金 額 備 考 項 1 分担金及び負担金 298,204 担 1 負 金 298, 204 収 2 諸 入 896,637 1 貸付金元利収入 896,637 県 債 1,130,800 3 1 県 債 1, 130, 800 歳 入 合 計 2,325,641

			80
歳出			
款	項	金額	備考
1 県 立 病 院 機 構 費		2,325,641	
	1 県 立 病 院 機 構 費	2, 325, 641	
歳出	合 計	2,325,641	

第 2 表 地 方 債					(単位 千円)
起債の目的	限度	額	起債の方法	利 率	償還の方法
県 立 病 院 機 構 貸 付	金	1, 130, 800	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第13号

令和 5 年度就農支援資金特別会計予算

令和5年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15.736千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算 による。

令和5年2月20日提出

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円) 入 歳 款 金 額 備 考 項 2 繰 入 金 523 1 他 会 計 繰 入 金 523 3 繰 越 金 3,074 1 繰 越 金 3,074 4 諸 収 入 12,139 1 貸付金元利収入 12, 137 2 雑 入 歳 入 計 合 15,736

																				86			
	歳	;	出																				
			款							項				金		額			備		-	号	
1	就	農	支	援	資	金											15,73	6					
							1	就	農	支	援	資	金				15,73	26					
		葴	ŧ		出			合			計						15,73	6					

議案第14号

令和5年度国民健康保険特別会計予算

令和5年度山口県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138.341.229千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の 各項の間の流用

令和5年2月20日提出

第1表 歳入歳出予算 歳 入			(単位 千円)
款	項	金額	備 考
1 分担金及び負担金		35,695,877	
	1 負 担 金	35, 695, 877	
2 国 庫 支 出 金		34,437,927	
	1 国 庫 負 担 金	22,812,983	
	2 国 庫 補 助 金	11,624,944	
4 前期高齢者交付金		58,272,920	
	1 前期高齢者交付金	58, 272, 920	
5 共同事業交付金		287,700	
	1 共同事業交付金	287,700	
6 財 産 収 入		72	
	1 財産運用収入	72	
8 繰 入 金		7,662,966	

90

	歳	出			
		款	項	金額	備考
1	総	務費		36,902	2
			1 総 務 管 理 費	36,522	2
			2 運 営 協 議 会 費	380	
2	保険給	付費等交付金		113,152,536	
			1 保険給付費等交付金	113, 152, 536	5
3	後期高	齢者支援金等		17,385,376	
			1 後期高齢者支援金等	17, 385, 376	5
4	前期高	齢者納付金等		28,410	
			1 前期高齢者納付金等	28,410	
5	介 護	納 付 金		4,995,750	
			1 介 護 納 付 金	4, 995, 750	
6	病床転	換支援金等		10%	7
			1 病床転換支援金等	107	7

			92
7 共同事業拠出金		287,822	
	1 共同事業拠出金	287,822	
8 財政安定化基金支出金		295,487	
	1 財政安定化基金支出金	295, 487	
9 保 健 事 業 費		175,000	
	1 保 健 事 業 費	175,000	
10 基 金 積 立 金		72	
	1 基 金 積 立 金	72	
12 諸 支 出 金		1,981,031	
	1 償還金及び還付加算金	1,981,031	
13 繰 出 金		2,736	
	1 繰 出 金	2,736	
歳出	合 計	138,341,229	

議案第15号

令和 5 年度産業団地整備事業特別会計予算

令和5年度山口県の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ260.707千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。(地方債)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債 による。

令和5年2月20日提出

į	第1表 :	歳入歳出予	算											(単位 千円)
		款					項				金	額	備	考
1	分 担	金及び負	負担金									27,263	3	
				1	負		担		2	金		27, 263	3	
3	繰	λ	金									444	I.	
				1	他	会	計 繰	=	入 会	金		444		
6	県		債									233,000		
				1	県				自	責		233,000		
		歳	入		合		計					260 , 707	,	
													1	

産業団地整備事業

						96	
歳出							
款			項	金	額	備	考
1 産業団地	整備事業費				260,707		
		1 産業[団 地 整 備 事 業 費		260,707		
歳	出	合	計		260,707		

第2表 地	方 債						(単位 千円)
起債	の目	的	限	度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
産業団地	整備	事業		233,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 たと協議して定める条件によ る。

議案第16号

令和 5 年度電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総販売電力量 153,639,000 KWH

(2) 主要な建設事業 平瀬発電所建設事業費 85,000千円

小水力発電所建設事業費 481,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益 1,829,841千円

第1項 営 業 収 益 1,789,574千円

第2項 附帯事業収益 26,657千円

第3項 財務 収益 299千円

第4項 事業外収益 13,308千円

第5項 特 別 利 益 3千円

支 出

第2款 電気事業費用 1,650,291千円

第 1	佰	営業	生費	用		1,561,341千円	
第 2	垻	附审	事業 費	用		54, 181千円	
第 3	項	財務	費	用		635千円	
第 4	項	事 業	外 費	用		31,131千円	
第 5	項	特別	月損	失		3千円	
第 6	項	予	備	費		3,000千円	
(資本的	収入	及び支	(出)				
第4条	資本	的収入	及び支	出の予	定額は、	次のとおりと定	める。
			収		入		
第3款	: 資	本的	1 収入			1,102,322千円	
第 3	項	資 本	剰 余	金		1千円	
第 4	項	固定	資産収	入		1,100,001千円	
第 5	項	雑	収	入		2,320千円	
			支		出		
第4款	: 資	本的	支 出	1		898,426千円	
第 1	項	建	武	費		566,000千円	
第 2	項	改	良	費		308,904千円	
第 3	項	投		資		1千円	
第 4	項	償	還	金		20,421千円	
第 6	項	補助的	金返還	金		100千円	
第 8	項	予	備	費		3,000千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
小水力発電所建設事業の4 える工事を一括契約すること	年度を越と。	令和 5 年度太		32,600千円		
佐波川発電所改良事業の年 える工事を一括契約すること	手度を越 と。	令和5年度之		2,500,000千円		
徳山発電所修繕事業の年月 る工事を一括契約すること。	度を越え	令和 5 年度 2		500,000千円		
木屋川発電所改良事業の名 える工事を一括契約すること	年度を越と。	令和 5 年度 2		37,738千円		
木屋川発電所改修事業の名 える工事を一括契約すること	王度を越と。	令和 5 年度 2		346,000千円		
新阿武川発電所改良事業の 越える工事を一括契約するこ	の年度をこと。	令和 5 年度 2		25,601千円		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附帯事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の 議決を経なければならない。

職員給与費 426,703千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和5年2月20日提出

議案第17号

令和 5 年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量

 $571,718,000\,\mathrm{m}^3$

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 工業用水道事業収益 7,091,103千円

第1項 営 業 収 益 6,595,549千円

第2項 営業外収益 495,551千円

第5項特別利益 3千円

支 出

第 2 款 工業用水道事業費用 6,710,425千円

第1項 営 業 費 用 6,512,774千円

第 2 項 営 業 外 費 用 187,648千円

第5項 特 別 損 失 3千円

第6項 予 備 費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,082,593千円は、過年度分損益勘定留保 資金2,778,681千円及び当年度資本的収支調整額303,912千円で補てんするものとする。)。

収 入

第4款 資本的支出
4,962,317千円
第2項 改 良 費
第3項 投 資
第4項 償 還 金
第6項 補助金返還金
第7項 予 備 費
4,962,317千円
3,798,824千円
1千円
第1,151,974千円
1,518千円
10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間		限	度	額
小瀬川工業用水道に を越える工事を一括	改良事業の年度 契約すること。 計装設備工事)	令和 5 年度が 令和 6 年度ま		11,767千円			
小瀬川第2期工業 の年度を越える工事 こと。 (計装設)	用水道改良事業 を一括契約する 備工事1工区)	令和 5 年度が 令和 6 年度ま		32,598千円			
小瀬川第2期工業 の年度を越える工事 こと。 (計装設)	用水道改良事業 を一括契約する 備工事2工区)	令和 5 年度 7 令和 6 年度 3		37,293千円			
周南工業用水道改 越える工事を一括契 (電気機器及び)	良事業の年度を 的すること。 計装設備工事)	令和 5 年度が 令和 6 年度ま		169,000千円			
周南工業用水道改 越える工事を一括契 (送)	良事業の年度を 約すること。 水管布設工事)	令和 5 年度が 令和 6 年度ま		50,000千円			
富田夜市川工業用を発送します。	水道改良事業の 一括契約するこ 電気機器工事)	令和 5 年度が 令和 6 年度ま		26,000千円			
富田夜市川工業用を年度を越える工事をと	水道改良事業の 一括契約するこ 水管布設工事)	令和 5 年度が		358,871千円			

		106	
末武川工業用水道改良事業の年度 を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事)	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	13,750千円	
佐波川工業用水道改良事業の年度 を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事)	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	11,504千円	
佐波川工業用水道改良事業の年度 を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事)	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	70,699千円	
厚東川工業用水道改良事業の年度 を越える工事を一括契約すること。 (電気機器及び計装設備工事)	令和5年度から 令和6年度まで	66,247千円	
厚東川工業用水道改良事業の年度 を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事)	令和5年度から 令和7年度まで	416, 422千円	
厚東川工業用水道修繕事業の年度 を越える工事を一括契約すること。	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	121,608千円	
木屋川工業用水道改良事業の年度 を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事 1 工区)	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	40,022千円	
木屋川工業用水道改良事業の年度 を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事2工区)	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	17,327千円	
木屋川工業用水道改良事業の年度 を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事3工区)	令和5年度から 令和6年度まで	16,679千円	

木屋川工業用水道改良事業の年度 を越える工事を一括契約すること。 (送水管二条化工事)	令和5年度から 令和7年度まで	1,080,000千円
西部利水事務所計装設備事業の年 度を越える工事を一括契約するこ と。	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	800,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小瀬川工業用水道改良資金	千円 50,000	証書借入又は証券発 行	年8.0%以内 ただし、利率見直	30年以内に毎年元利均等又は元金均 等 年賦又は半年賦により償還する
富田夜市川工業用水道改良資金	20,000		し方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った後	ものとする。 ただし、特別のものは、借入先と 協議して定める条件による。
佐波川工業用水道改良資金	180,000		においては、当該見 直し後の利率によ る。	
厚東川工業用水道改良資金	280,000			
厚狭川工業用水道改良資金	60,000			
木屋川工業用水道改良資金	500,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の 議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 719,431千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和5年2月20日提出

議案第18号

令和 5 年度流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度山口県の流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数 5 市町

(2) 年間総処理水量 11,818,068m³

(3) 1 日平均処理水量 32,378㎡

(4) 主要な建設改良事業 周南流域下水道整備事業費 124,000千円

田布施川流域下水道整備事業費 93,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 *1* 款 流域下水道事業収益 *1,838,937*千円

第1項 営 業 収 益 914,535千円

第2項 営業外収益 924,402千円

支 出

第 2 款 流域下水道事業費用 1,838,937千円

第1項 営 業 費 用 1,801,250千円

第2項 営業外費用

37,687千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 3 款 資 本 的 収 入 536,464千円

第1項 企 業 債 123,600千円

第2項 国庫支出金 139,000千円

第 3 項 負 担 金 273,864千円

支 出

第4款 資本的支出 536,464千円

第1項 建設改良費 228,420千円

第2項 固定資産購入費 6,360千円

第 3 項 償 還 金 301,684千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額	
周南流域下水道整 越える工事を一括契 (電気設備及び	備事業の年度を 約すること。 機械設備工事)	令和 5 年度 令和 7 年度		1,480,500千円			

周南流域下水道整備事業の年度を 越える工事を一括契約すること。 (電気設備工事)	令和5年度から 令和6年度まで	63,000千円
田布施川流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気設備及び機械設備工事)	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	422, 100千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事	手P 123,600] 証書借入又は証券発 万 行	年8.0%以内 ただし、利率見直 ただし、利率見直 方式で借り入、利 管理に ではてて、 が のに に し 後 の に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	元利均等半年賦又は元金均等半年賦 30年以内 ただし、特別のものは、借入先と 協議して定める条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、840,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

流域下水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の 議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 38,708千円

令和5年2月20日提出